

令和 8 年 6 月 18 日

住民の皆様へ

岡崎市土木建設部土木管理課

地籍調査実施のお知らせ

平素は、本市行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

岡崎市では、上六名町、久後崎町並びに明大寺町の各一部を対象に、国土調査法に基づく「地籍調査」を実施いたします。（調査実施区域は、裏面「地籍調査実施区域図」を御覧ください。）

「地籍調査」を進めるにあたっては、個々の土地の実態を調査する趣旨から、登記簿に記載された土地所有者（土地をお持ちの方）と現地立会いを行い、土地の地目、道路や隣地との土地境界（杭や鉤）の確認、境界の測量作業等を実施します。これに先立つ事前調査において、作業員が皆様方の所有の土地へ立ち入らせていただく場合がございます。調査実施区域内の土地所有者や居住者（土地にお住まいの方）の皆様方におかれましては、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 「地籍調査」とは、個々の土地について、その土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の位置及び面積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊にとりまとめる事業です。「地籍調査」の成果については、手続きを経て、その写しが登記所（法務局）に送付され、これに基づき、土地の表示に関する登記等の記載内容が改められるとともに、地籍図がそれまでの図面（公図等）に替えて、正式な「地図」として備え付けられます。

「地籍調査」を実施した地域では、その土地の境界を現地に復元することが可能となるため、土地境界をめぐる紛争の未然防止や土地取引の円滑化、更には、災害復旧の迅速化など多岐にわたる効用が生まれます。

（実施主体） 岡崎市土木建設部土木管理課

公共物係 電話 0564（23）6508 FAX 0564（23）6825

（実行機関） 公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

岡崎地区事務所 電話 0564（55）8851 FAX 0564（55）8850

裏面あり

土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

- 1 測量の基準となる点（図根多角点）を調査区域内に設置します。この作業は主に公共用地（道路上）に設置するものであり、今年度は7月頃から実施する予定です。
- 2 土地所有者の方には、10月頃に地籍調査に関する説明会、令和9年1月頃に現地の状況（境界標の有無など）を土地所有者等と確認する現地確認調査の実施を予定しております。具体的な日時等は、対象の方に事前に御案内します。
- 3 来年度（令和9年度）には、事前にお声掛けをしたうえで皆様の土地に立ち入らせていただき、現地の境界杭・塀などの位置を測量し、一筆地調査（現地立会い）の基礎資料を作成します。
その後、土地所有者の皆様へ、一筆地調査（現地立会い）をお願いします。具体的な日時等は、立会いが必要となる方に事前に御案内します。（令和10年度予定）
- 4 地籍調査は事業の完了までに数か年（約3年～4年ほど）の期間を要することから、直ちにお持ちの土地の登記、課税等にその成果が反映されるものではありませんので御了承ください。併せて、事業完了後の県の認証検査及び国の承認の具合によって、法務局への送付、登記完了の時期が前後することを御了承ください。

現地作業について

地籍調査を行う作業員は、岡崎市長が発行した身分証明書を携帯し、「地籍調査」と印字された腕章及び、「愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」と印字された反射ベストを着用しています。

地籍調査実施区域図

